

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(1)
—戦後教育改革期における「遊戯」刷新の動きと坂元彦太郎の「リズム」の構想
(昭和22年 - 23年) —

A Publication History of “Music and Rhythm Guidelines for Kindergarten
Educators” (1953) – Part 1

— Renewal of “Play” and the Vision of Sakamoto Hikotaro's "Rhythm" during the Post War
Educational Reform (1947-1948) —

田 邊 圭 子*

要旨

本研究は、戦後教育改革期における「遊戯」刷新の動きと坂元彦太郎の「リズム」の構想についてまとめるものである。

文部省の坂元彦太郎は、「リズム」という用語を考案し、幼児教育における「遊戯」刷新に取り組んだ。しかし、『保育要領』に書かれた「リズム」は、坂元にとって不満の残るものであった。昭和23年9月に「保育要領改訂委員会」は設置されるが、それは、「リズム」について研究を重ね、「遊戯」刷新を図ることを緊急の課題としていた。

キーワード：幼稚園のための指導書 音楽リズム (Music and Rhythm Guidelines for Kindergarten Educators) / 坂元彦太郎 (Hikotaro Sakamoto) / リズム (Rhythm)

I. 問題の所在

「幼稚園教育要領」は昭和31年に公布され、それ以後4回(昭和39年、平成元年、平成10年、平成20年)の改訂を経て現在に至っている。「幼稚園教育要領」に示されている保育内容は、昭和31年の6領域(健康、社会、自然、言語、絵画制作、音楽リズム)から、平成元年の改訂により5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)になった。

幼児教育において、身体表現に関する保育内容は平成元年の改訂により、領域の「表現」で扱われているが、それまでは「音楽リズム」という領域に位置付けられていた。

本山ら¹⁾は、『日本保育学会研究論文集』において、タイトルに「身体表現」という語句が用いられている研究を分析し、「幼稚園教育要領」(平成元年3月告示)が施行された平成2年度の研究発

表には、「音楽表現」を研究対象とする中で「身体表現」という語句が用いられるなど、「音楽リズム」の名残があることを報告している。

また、園田ら²⁾は身体表現が領域「表現」に位置付けられることについて、「身体表現教育には、従来の音楽に付随するものとしての取り扱いを払拭し、身体表現本来の特性を生かした教育が求められることになった」と述べている。

これらからは、領域「表現」になるまでの間に、身体表現が音楽教育もしくは音楽に付随するものと理解されたことが窺える。

領域「音楽リズム」の中に用いられた用語に、「動きのリズム」がある。この用語は領域「音楽リズム」の中で用いられたことにより、身体運動もしくは身体表現としてだけでなく、音楽教育の用語または音楽に付随する用語として理解されるなど、幼児教育の現場にも混乱を招いた用語であった。

「音楽リズム」、「動きのリズム」は共に、領域「表現」以降用いられることのない用語となった

* TANABE, Keiko
北陸学院大学 人間総合学部 幼児児童教育学科
身体表現、保育内容・表現Ⅰ、Ⅱ

が、これらの用語を生み出したのは、昭和23年9月に設置され、昭和28年2月に『幼稚園のための指導書 音楽リズム』を作成した保育要領改訂委員会とされている。

保育要領改訂委員会を招集し、当初は委員であった文部省の坂元彦太郎は、戦後『保育要領』（昭和23年3月）に採用された「リズム」という用語を考案するなど、戦前の「遊戯」の刷新などに取り組んだ。しかし、坂元自身は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』刊行以前に文部省を離れたために、最後まで委員としてかかわることはなかった。

出来上がった『幼稚園のための指導書 音楽リズム』について、坂元は、「音楽と身体的な表現を一体としたものについての研究をはじめたものです。ところが、私がいる間はその方向に進んでいたのですが、その後、私がいなくなり、時勢がかわってくると、体の動きのリズムというよりも、音楽の方に傾斜した参考書をつくったりすることで終わってしまったのです³⁾と述べている。このことから、坂元が当初「音楽と身体的な表現を一体としたもの」を構想していたことや、坂元が委員を離れてから「体の動きのリズム」より「音楽の方に傾斜した」ことが窺える。

坂元が言うように、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』において当初目指していたのが、音楽と身体の動きを一体とするものをつくることであったのならば、なぜ音楽に傾斜したものを作ることで終わってしまったのか。また、その中で「動きのリズム」は身体表現としての独自性をなぜ保てなかったのであろうか。

この問題に関する先行研究はほとんどなされておらず、多くは『保育要領』や幼稚園教育要領に関連する研究^{3) 4)}の中で、『幼稚園のための指導書

音楽リズム』やそれを作成した保育要領改訂委員会について、坂元の言葉を紹介するに留まっている。その中で園田ら⁵⁾の、坂元が『「リズム』』という音楽よりの名称で『おどること』を表そうとしたことに端を発し、文部省レベルでの研究不足と教育現場の理解浸透不足などが原因として考えられる」と推察していることは注目される。つまり、園田らは、坂元が発案した遊戯に代わる「リズム」という用語、文部省の研究不足、現場の理

解不足を、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が音楽に傾斜した参考書で終わった理由としてあげているのである。しかし、園田らは、そのように推察するに至った理由は述べていない。

II. 研究の目的

本研究の目的は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されるまでの経過を明らかにすることにより、音楽に傾斜したもので終わった背景について考察を試みるものである。それは、かつて幼児教育において身体表現が音楽教育もしくは音楽に付随するものと理解されることと深く関係があった背景を究明するところにある。

本報告では、戦後教育改革期における「遊戯」刷新の動きと坂元彦太郎の「リズム」の構想についてまとめることを目的とする。

III. 坂元彦太郎による「遊戯」に代わる「リズム」の構想

1. 学校教育法（昭和22年3月31日）の幼稚園の目標における「遊戯」の採用と「リズム」の不採用

第二次世界大戦後、政府は教育刷新委員会の審議と呼応しながら、教育基本法と共に学校教育法の原案作成を急いだ。昭和22年3月31日、学校教育法が公布され、大正15年に幼稚園に関する勅令として制定された幼稚園令が廃止された。学校教育法の制定により、幼稚園は第1条に規定する学校体系の一環として位置づけられ、学校制度の最初の段階として扱われることになったのである。

幼稚園令の施行規則には、保育内容にあたる5項目として、「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」が設けられていたが⁶⁾、この保育項目は、小学校などの教科や科目のように各々独立した組織的体系で、それを集めると教育課程になるという考え方であった。これに対して、学校教育法では、第78条に、園での教育活動全体にわたって到達されるべき5つの目標を示すにとどめている⁷⁾。

学校教育法第78条には、「音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと」とある。坂元彦太郎は、この文の原案として「音楽・リズム・絵画・製作などによる創作的表現に対する興味を養うこと」を考え、「リズ

ム」という用語を公式の場所に押し出すことを最初に試みたことを述べている⁸⁾。

しかし、この原案は文部省内と占領軍司令部を通過したものの、内閣の法制局では、それまで条文の審議でカタカナを法律の条文に出した例はないことから、様々な指摘を受けることになる。それは、「リズムと言ったら音楽の三要素の一つではないか。だから、音楽・リズムと重ねることは無意味ではないか。」と言われたことなどである。これに対して坂元は、「リズム」を「ハーモニーやメロディと並ぶ場合のリズムではなくて、いわば人間の心身に内在しているリズムが身体の動きに具体化したものをいうのだ。」と説明している。しかし、「そういう説明では一般の人には分りっこない。実際に、どんなことを指しているのか。」と言われ、いわゆる、「おゆうぎ」の様な種類のものであるが、「それ(遊戯)ではうまくないから、何とか新しいことばでいいかえたいのだ。」と答えたと言っている⁹⁾。

坂元によると、とりあえず「遊戯」にするようにと言われ、やむをえず「リズム」を「遊戯」に変えたものが、結局法案として提出されることになり、学校教育法において、坂元の考えた「リズム」は不採用に終わった。

2. 坂元彦太郎が「リズム」を考えた理由

昭和前期において、遊戯の多くは唱歌と一緒に行われており、唱遊と呼ばれている。また、曲に合わせた共同遊戯、振り付けによる唱歌指導なども多く行われていた¹⁰⁾。戦争中は、大部分の幼稚園が歌に合わせての遊戯をしており、戦争に関連した遊戯や音楽に合わせた舞踊劇も行われていた¹¹⁾。

坂元が「遊戯」ではなく、何とか新しい用語「リズム」にしたいと言う理由は、彼によれば「新しい名前をつけることによって、中味を一新しようとしたため」¹²⁾である。それは、「人間の奥底に触れる生命の躍動でもあるところの心も一体になったからだの律動的な動き」¹³⁾が、「わが国の保育界では形の上では重要視されすぎるほどであったが、実質から言えば、たましいのない、外からのわくにはまった『おゆうぎ』であり、『おどり』のまねでしかなかった」¹⁴⁾からであり、「こ

の分野に新風をみちびき入れたいと願った」¹⁵⁾からであった。

坂元は、この「リズム」という用語は英語のリズムスからつけたと述べている¹⁶⁾。英語のリズムスは、リズムという抽象名詞に複数のSをつけた言葉である。坂元は、Sを付けることにより「抽象名詞ではなくなって、リズム的なさまざまな遊びをひっくるめていう普通名詞になって」いることに加え、幼児の教育にもしばしば登場しているため、「これと大体同じ意味に、リズムということばをつかって日本の教育界に登場させよう」¹⁷⁾と考えたと述べている。

このリズムスに出会うまで、坂元は自身のイメージした幼児の活動に合致する用語を探している。坂元によれば、舞踊、舞踏、バレエ、ダンス、おゆうぎは「それぞれの偏りをもって不十分」¹⁸⁾であり、「ああした混乱は、適切な名前を人々が共通にもたないことから来ている」¹⁹⁾と考えたからであった。

また、「内面的な律動をからだの動きに具体化する」という点では、英語のリズミック、ドイツ語のリトミックあたりが適当ではないか、と思ったが、これは、すでに、昭和のはじめに日本の教育界に輸入された一派の体育運動に名告けられてしまっている²⁰⁾という坂元の言説からは、用語の選定について苦悩した様子が窺える。

IV. 『保育要領』(昭和23年3月1日)における「リズム」の採用とその取り扱いに対する坂元彦太郎の不满

1. 『保育要領』の作成とCIE顧問H.ヘファナンの影響

文部省は、昭和22年2月、幼児教育内容調査委員会を設置し、委員長・倉橋惣三を中心として『保育要領』作成に努め、翌昭和23年3月1日に試案として『保育要領』が刊行された。

この頃、幼稚園は「学校教育法」(昭和22年3月)に基づき文部省の所轄、保育所は「児童福祉法」(昭和22年12月)に基づき厚生省の所轄とされ、制度上の位置づけが異なっている。『保育要領』は、文部省によって作成されたものであるが、幼児教育全体の参考となる手引書であり、幼稚園、保育所、一般の父母に役立たせようとして書かれ

たものであった。

『保育要領』は幼児教育内容調査委員会によって作成されたが²¹⁾、同委員会は連合軍最高司令部民間情報教育局、通称CIEの顧問であったH.ヘファナンの指導のもとに運営された²²⁾。その影響力は、委員会開設に当り文部省から出された委員依頼の文書に、「本委員会は連合軍最高司令部民間情報教育部顧問ヘファナン女史了解の下に、同女史の参加を得て設置するもの」²³⁾とあることから窺えよう。

H.ヘファナンは自由保育を主張し、委員には彼女の考えを示すものとして、「Modern Developments in Kindergarten Education」が手渡された²⁴⁾。

『保育要領』は、H.ヘファナンによって作られた章の枠組みによって構成され、それに従い、委員が分担執筆したものをH.ヘファナンと日本側委員の意見を調整する中でまとめられた²⁵⁾。

H.ヘファナンが示した資料における保育内容は²⁶⁾、

- (1) 商店及び公共物の見学 (2) リズム (3) 休憩 (4) 自由な遊び (5) 音楽 (6) お話 (7) 絵画 (8) クレイヨン作業 (9) 粘土細工 (10) 関心の対象となるもの (11) 関心の対象となる人物 (12) 科学経験である。

『保育要領』の保育内容は、

- (1) 見学 (2) リズム (3) 休息 (4) 自由遊び (5) 音楽 (6) お話 (7) 絵画 (8) 製作 (9) 自然観察 (10) ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 (11) 健康保育 (12) 年中行事である。

H.ヘファナンの資料と『保育要領』を比較すると、(1)から(8)までは内容も順番もほぼ同じであり、CIE顧問H.ヘファナンの影響の大きさが窺える。

『保育要領』の「リズム」は、H.ヘファナンが示した資料と同じ2項目目であるが、H.ヘファナンが示した資料の「リズム」の原文には“Rhythms”と複数形で書かれている。坂元は、『『保育要領』についてH.ヘファナンが示したものは“Rhythms”と記してあったのにもヒントを受けて、リズムカルな身体的な表現をリズムというのが幼児にふさわしい²⁷⁾』と思ったことを述べている。このことから、坂元が「リズム」とい

う用語を思いつく契機となった「リズムス」は、H.ヘファナンが示した資料にあったことが窺える。

この資料における「リズム」の翻訳は、「音楽に合わせての舞踊や遊戯、即ち音楽の語る所に従って走ったり、歩いたり、跳ねたり、大きく足踏みしたりすること」²⁸⁾である。それは、同資料の「幼児は音楽を聞きたがり、音楽に敏感であり、課業中殆ど凡ゆる場合に歌い踊りたがるものである。幼児が遊びながら自然に歌うのは安全感、幸福感が溢れている最も明瞭な証拠である。教師は幼児が音楽を聞き、リズムを認識し、之に観応することを学ぶことを助け得る。」²⁹⁾という幼児の興味を重視し³⁰⁾、望ましい諸経験を用意する³¹⁾彼女の教育思想によるものである。

ヘファナンの「リズム」は、「音楽に合わせて」、「音楽の語る所に従う」舞踊や遊戯、運動であり、音楽に付随したものであるが、「音楽」と区別し、独立した項目として取り扱われていることに注目する必要があるだろう。そしてそれは、日本の従来「遊戯」のように大人による振り付けでなく子どもの意欲を重視するとともに、幼児が音楽を聞き、リズムを認識し、リズムに感応した舞踊や遊戯、運動であったのである。

2. 『保育要領』における「リズム」の採用

坂元は、学校教育法では「法制局のかたくなな抵抗にあって失敗に終わった」³²⁾「リズム」を『保育要領』（昭和23年）で公式の文書として用いることに成功する。その時のことを、坂元は次のように述べている³³⁾。

私がかつて、そしてそれが遂に成功したのは、「保育要領」の編集の中に織りこむことであった。厳密に言えば、学校教育法に入れこむことと平行して計画していたのであったが、法律の方には目付役の関門が多くつよかったのに対して、「保育要領」の方は、こちらの思う通りに運んだだけであった。

「リズム」は『保育要領』の中で幼児の保育内容として挙げられた12項目の中の1項目になるが、執筆者の副島ハマは執筆時のやりとりを次のように回想している³⁴⁾。

最近フランス語のリトミックという言葉を使う人が多くなりましたが、このリズムも初めは耳障りだったのでしょう。原案を読みはじめると、倉橋先生に「リズムとは、二拍子、三拍子のことなのに、とくにリズムだけを離すのはおかしくないか」と質問されました。そこで、「子どもの音楽は唱ったり聞いたりだけでは不十分で、リズムとは音楽を身体で表現することだから、リズム感が一番発達するこの時期に、型の指導でなく自発的な表現遊びとして・・・」と説明し、ヘファナン女史のバックアップもあって納得してもらいました。

この副島と倉橋とのやり取りの中で注目すべきは、倉橋が「リズム」を音楽におけるリズムと理解して質問している点と、副島がそれに対して「リズムとは音楽を身体で表現すること」と答えている点である。

坂元は、「リズム」という言葉を採用するにあたり、幼児の教育にもしばしば登場していることを理由の一つとして挙げているが、倉橋のこの発言から、幼児の教育にしばしば登場しているリズムは、音楽の用語としての理解が一般的であったと考えられる。

また、副島の返答から、副島自身は「リズムとは音楽を身体で表現すること」と理解して執筆していたと考えられる。それは、副島が「リトミック」を「リズム」と同義に捉えている文頭の記載からも窺える。

副島は³⁵⁾、上記の倉橋のやり取りに加え、当時文部省初等教育課長であった坂元が、「副島さん、もうリズムという言葉日本語にしてもよい時代になったのでありませんか」と述べたこと、それを副島は「さすがは」と感心したことを記載している。また、『『リズム』という言葉は、この時の坂元課長のご採択によるものです。』と述べていることから、「リズム」という用語が、坂元によって和訳されることなく、使われることになったと考えられる。

V. 『保育要領』における「リズム」の取り扱い に対する坂元彦太郎の不満

坂元は、学校教育法では内閣法制局の抵抗にあり、「遊戯」に代わる用語として「リズム」を使えなかったが、『保育要領』に登場させることができた。

『保育要領』には、「リズム」の目的を、「幼児ひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませることにある」³⁶⁾と記され、内容としては、「唱歌遊び」と「リズム遊び」が挙げられている。「唱歌遊び」と「リズム遊び」に関する記述は以下のとおりである³⁷⁾。

唱歌遊び。歌に合わせて遊びたいという自然の要求からくるものである。歌いながらスキップしたり、踊ったり、拍子に合わせて手をたたいたりして遊びながら、だんだん組織ある遊びをするように訓練されるのである。おとなの考えで振り付けた遊戯をその形のままで教えこむより、できる限り子供の自由な表現を重んじ、子供に歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させたら、もっとおもしろいものをつくり出すことができるであろう。

リズム遊び。子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである。遠足・見学等で見たこと、きいたこと等直接経験したこと、春秋の農夫の働き、郊外の動物のリズミック活動、汽車・電車・自動車等の子供の興味深いもの、川の流れ、空とぶ鳥、花にたわむれる蝶、昆虫等の生活を見たり、知ったり、また落葉・雪・雨等の自然現象等すべてリズム運動をしているものに接すると、そのまゝリズム運動をして遊ぶのである。幼児が種々の経験をしたあとに適切な音楽を伴奏してやるとリズム遊びはもっと面白く、楽しくなる。子供の心にある映像がリズム的に表現されることにより、感情は強く新鮮に豊かになってくるのである。自発的にされるリズム遊びは身体に適切な運動をさせるので、幼児の保健上からも大切である。

幼児は過去の経験を生き生きと生活に表わ

すのみならず、現在の周囲のおもちゃ・楽器・設備品・絵本・あるいは友だちなどからも、強い影響を受けて、それをリズムに乗せて表現し、創作的に、想像的に、子供の世界を見いだすのである。

リズム遊びには自発的にリズム遊びをするようになるためには、快くたのしい自然のふんい気がたいせつである。

自発活動は尊重されなければならない。そのためには、広い場所、自由なふんい気、時、しげきとなる材料を与え、よく物を観察させることも必要である。

リズム遊びに用いる音楽は、音楽的な立場から、最も美しく簡単なものであること、自分で音楽を解釈して、リズムに合わせてからだを動かし、子供らしい振り付けが出来るものであること。興味は短く、音楽的気分はつたないものであるから、リズム劇などは子供中心に考え、教師の考えによって教えこむことは避けた方がよい。よろこんで楽しく遊ぶということがたいせつである。

前述した通り、H.ヘファナンが示した資料の「リズム」の翻訳は、「音楽に合わせての舞踊や遊戯、即ち音楽の語る所に従って走ったり、歩いたり、跳ねたり、大きく足踏みしたりすること」であった。『保育要領』の「リズム」に記載されている、「歌に合わせて遊びたいという自然の要求からくるものである。歌いながらスキップしたり、踊ったり、拍子に合わせて手をたたいたりして遊び」、「子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである」は、それを意図しているのではないかと考えられる。

しかし、坂元自身は『保育要領』に書かれた「リズム」に対して、「これ（保育要領を指す：筆者）ができるまでには随分苦勞を重ね、しかも、残念ながら遂に不満のままで公刊せざるをえなかった」³⁸⁾と述べ、その理由を次のように記述している³⁹⁾。

新しい「リズム」は、いままでのように、さるまわしのようにこどもをあやつるのではなく、ダンスやバレエのまねをさせるのでも

なく、ほんとうにこどもたちの心やからだのなかからわきでた動きを、心から楽しみながらあそびまわるようなものにしたい、との私のねがいは、この項の執筆を分担した人たちには、なかなか理解されなかった。いや、理解はされたのであろうが、現実に園でいとなまれているような具体的な活動としてこれを説明することは、はなはだ困難であった。といて、ずぶのしろうとの私がこの項を執筆したり、著しく担当者の原稿に筆をいれるようなことはあまりにも大それたことであった。したがって、できたものはにえ切らない中途はんばなものになってしまった。いまにして思えば、せんえつなことであるが、自分で空理にわたってもいいから、執筆しておけばよかったような気もしている。

坂元は「リズム」に、従来の大人の真似をする「遊戯」ではなく、「ほんとうにこどもたちの心やからだおなかからわきでた動きを、心から楽しみながらあそびまわるようなものにしたい」と願っていたことが窺える。しかし、この思いが『保育要領』の「リズム」を書いた執筆者には充分伝わらず、文章として表現されていないという不満を抱いている。

『保育要領』の「リズム」には、「おとなの考えで振り付けた遊戯をその形のままで教えこむより、できる限り子供の自由な表現を重んじ」、「教師の考えによって教えこむことは避けた方がよい」のように、従来の大人の真似をするように教える「遊戯」とは異なることが窺える。

それでも坂元が不満を抱いたのは、「子供に歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させたら」や「子供らしい振り付けが出来るもの」、「リズム劇などは子供中心に考え」のように、大人によってさせられる活動であることや「振り付け」、「リズム劇」のようにわくにはまった従来の「遊戯」を連想させる活動が『保育要領』の文章に盛り込まれたからではないかと推察される。

VI. 『保育要領』刊行後の混乱と保育要領改訂委員会の発足

1. 『保育要領』刊行後の混乱

『保育要領』は昭和23年3月に刊行され、その趣旨を徹底するために様々な催しが持たれたが、「在来の教育のあり方に比べて、その説くところがあまりにもかけ離れていた」⁴⁰⁾のために、様々な試みをする人がいる一方で、戸惑う人、無視する人、趣旨とは異なる理解をする人などが生じた⁴¹⁾。

長く存在した「遊戯」がなくなり、戦前にはなかったカタカナの「リズム」が入ったことなども混乱の要因であったことは十分考えられる。

2. 保育要領改訂委員会の設置(昭和23年9月)と設置理由

『保育要領』の表紙には二十二年度試案と記載されている。これは、「次々に新しく試案を出す、いつかは、決定版を出すことが予想されて」⁴²⁾いたためである。刊行の6ヵ月後の昭和23年9月に、文部省学校教育局初等教育課によって「保育要領改訂委員会」が設置されたことは、このことを裏付けるものである。同委員会について坂元は⁴³⁾、保育要領が出版された昭和23年3月には、「リズム」のことを主題にしたその改訂のための委員会が出発しており、邦正美、諸井三郎、水谷光、副島ハマなども参加していたと述べている。しかし、出来上がった『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)の保育要領改定委員会関係者名に副島ハマの名前が記載されていないなど、発足時の活動については不明である。

「保育要領改訂委員会」の設立理由は、坂元によれば、いずれは『保育要領』全体の改善をはかることは当然であったが、いちばん緊急を要することの一つとして、保育内容の「楽しい幼児の経験」の一つとして挙げられた「リズム」について研究を重ね、在来の保育項目の一つであった「遊戯」の刷新をはかることにあった⁴⁴⁾。また、委員会の発足について後に坂元は、森上史郎との対話の中で、『保育要領』の中で楽しい経験として書いてある主旨は間違いのないにしても描写が不十分であるため研究して調整していくことで委員会を出発させたこと、「ただし実際は戦前の『お遊戯』をもっと近代的で教育的なものにかえよという私の考えがあって、そのことを中心に出発した」ことを述べており、坂元自身の意向が強かったこと

が窺われる⁴⁵⁾。

そして、『保育要領』で「中途半端に生みおとした『リズム』を、何とか目鼻をつけたり、成長させたり」⁴⁶⁾するために、幼稚園として初の国家予算を取り、保育要領改訂委員会を立ち上げている⁴⁷⁾。しかし、昭和23年9月に設置された「保育要領改訂委員会」の当初の活動や全委員の氏名は不明である。

坂元は、委員には「音楽リズムについての研究を一步進めることのできる人たちばかりに集まっていたこと」⁴⁸⁾、「音楽リズムについて、そのうちでも動きのリズムについて、新しい方向を見出そうとして、衆知を集めることにしました」⁴⁹⁾と述べている。また、諸井三郎に相談して、邦正美などいろいろな委員を集めたようであるが⁵⁰⁾、「既存の各流派(?)の代表を集めればそれまでであるが、ほんとうに幼児の教育の現実に即しながら、新風を入れようとするには、なかなか適当な人選ができなかった」⁵¹⁾ようである。

委員会について坂元は、「当時視学官であった作曲家の諸井三郎(当時小学校等の音楽教育改革の指導者であった)を中心にし、新しい舞踊家邦正美を招き、さらに省内外の関係者で構成されました。はじめは活発な論議がかわされ、マンネリにおちいつていたこの種の活動について新しい方向が示されるようになるだろうと思われました。」⁵²⁾と述べている。しかし、委員会で始めたリズムについての審議は、とてもらちの明くような問題ではなかった。⁵³⁾

坂元彦太郎はその後文部省の改組によって、昭和24年6月に文部省から岡山大学に移り、保育要領改訂委員会は文部省学校教育局初等教育課から初等中等教育局初等教育課に引き継がれた。^{54) 55)}

VII. まとめ

本研究の目的は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されるまでの経過を明らかにすることにより、音楽に傾斜したもので終わった背景について考察を試みるものである。そこで本報告では、戦後教育改革期における「遊戯」刷新の動きと坂元彦太郎の「リズム」の構想についてまとめることを目的としていた。

以下に本研究で明らかとなったことをまとめたい。

戦後教育改革期に、文部省の坂元彦太郎は、「リズム」という用語を考案し、幼児教育における「遊戯」刷新に取り組んだ。坂元は、戦前の型にはまった「遊戯」ではなく、心身から湧き出る律動を身体で表現する「リズム」が必要と考えたのである。この「リズム」は、学校教育法(昭和22年3月)の幼稚園の目標に採用されなかったが、『保育要領』(昭和23年3月)において、保育内容((1)見学(2)リズム(3)休息(4)自由遊び(5)音楽(6)お話(7)絵画(8)製作(9)自然観察(10)ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居(11)健康保育(12)年中行事)の一つとして採用された。

『保育要領』の作成は占領下において行われ、特にCIE顧問H.ヘファナンの強い影響があった。坂元が「リズム」という用語を思いつく契機となった「リズムス」という用語は、H.ヘファナンが示した資料にあるが、その翻訳は、「音楽に合わせての舞踊や遊戯、即ち音楽の語る所に従って走ったり、歩いたり、跳ねたり、大きく足踏みしたりすること。」とあり、音楽を伴うものであった。しかし、ヘファナンの資料では、「リズム」を「音楽」とは区別し、独立した項目として取り扱っている。

『保育要領』には、「リズム」の目的が、「幼児のひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませること」と記され、その内容には、「唱歌遊び」と「リズム遊び」があげられている。しかし、『保育要領』に書かれた「リズム」は、執筆者に思いが充分伝わらず、文章に表現されなかったという不満を坂元に抱かせるものであった。また、当時の日本の幼児教育においても、「リズム」は「音楽」の用語としての理解が一般的であった。

昭和23年9月に「保育要領改訂委員会」は設置された。それは、保育内容の一つ「リズム」について研究を重ね、「遊戯」刷新を図ることを緊急の課題としていた。同委員会が当初どのような内容について審議していたのかを示す史料は見あたらない。

<付記>

本論文は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行の経緯 — 「リズム」と「動きのリズム」の取り扱いを中心として— (田邊圭子 平成25年度

金沢大学大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 修士論文)の序章及び第1章第1節に加筆、修正を加えたものである。

<引用・参考文献>

- 1) 本山益子(他)、保育における身体表現—保育学会における1990年以降の研究発表より、『日本保育学会第54回大会研究論文集』、2001年、pp.92-93.
- 2) 園山順子・山口茂嘉、幼稚園教育要領における身体表現の取り扱いの変遷に関する一考察、『日本保育学会第50回大会研究論文集』、1997年、pp.908-909.
- 3) 栗原泰子、幼稚園教育における「表現」教育の系譜(1) — 6領域における「表現」のとらえられ方—、『日本保育学会第56回大会研究論文集』、2003年、p.559.
- 4) 大岡ヨト、「幼稚園教育要領」(1956年)作成の政策的背景とその特質、早稲田教育 評論、第26巻第1号、2012年、p.145.
- 5) 園山順子・山口茂嘉、幼稚園教育要領における身体表現の取り扱いの変遷に関する一考察、前掲書2)、p.909.
- 6) 岡田正章、幼稚園令の制定とその意義、『日本幼児保育史 第三巻』、フレーベル館、1973年、pp.304-306.
- 7) 坂元彦太郎、学校教育法の成立、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.15.
- 8) 坂元彦太郎、「音楽リズム」の成り立ちについて、幼児の教育59(6)、1960年、p.2.
- 9) 同上書、pp.2-5.
- 10) 村山貞雄、昭和前期の保育五項目の内容、『日本幼児保育史 第四巻』、フレーベル館、1975年、p.77.
- 11) 村山貞雄、遊戯の内容、『日本幼児保育史 第五巻』、フレーベル館、1977年、pp.120-124.
- 12) 前掲書8)、p.3.
- 13) 同上
- 14) 同上
- 15) 同上
- 16) 同上
- 17) 同上書、p.4
- 18) 同上
- 19) 同上
- 20) 同上書、pp.3-4.

- 21) 村山貞雄、保育要領の刊行、『日本幼児保育史 第六巻』、フレーベル館、1978年、p.240.
- 22) 同上書、p.242.
- 23) 同上書、p.241.
- 24) 同上書、p.242.
- 25) 山下俊郎、文部省の「保育要領」刊行、『戦後保育所の歴史』、全国社会福祉協議会、1978年、pp.33-34.
- 26) 前掲書21)、pp.247-249.
- 27) 坂元彦太郎、回想「音楽リズム」、『戦後保育史 第2巻』、日本図書センター、2010年、p.435.
- 28) 前掲書21) pp.247-248.
- 29) 同上書、p.246.
- 30) 同上書、p.242
- 31) 久保いと、保育内容における二元化、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.487.
- 32) 前掲書8)、p.4.
- 33) 同上書.
- 34) 前掲書21)、p.258.
- 35) 同上
- 36) 文部省、昭和三十二年(試案)保育要領—幼児教育の手びき一、昭和23年、p.54.
- 37) 同上書、pp.54-56.
- 38) 前掲書8)、p.4.
- 39) 同上
- 40) 坂元彦太郎、幼稚園教育要領の作成、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p109.
- 41) 同上
- 42) 同上
- 43) 前掲書27)、p.435.
- 44) 前掲書40)、p110.
- 45) 同上書、p.121.
- 46) 前掲書8)、p.4.
- 47) 同上書、pp.4-5.
- 48) 前掲書8)、p.5.
- 49) 文部省、『幼稚園百年の歩み』、1977年、p.51.
- 50) 同上書、p.52.)
- 51) 前掲書8)、p.5.
- 52) 前掲書40)、p.110.
- 53) 前掲書49)、1997年、p.52.
- 54) 前掲書39)、pp.109-110.
- 55) 前掲書49)、p.52.

